

地 活 協 レ ポ ー ト

令和 5 年 6 月

東 淀 川 区 役 所
地 域 課 (地 域)

06-4809-9509

tm0011@city.osaka.lg.jp



■豊里・ふれあい喫茶(5月26日)

豊里地域のふれあい喫茶が再開されました。4月末に再開に向けた打ち合わせをし、これまで準備を進めてきました。

告知は掲示板のみで行ったということでしたが、会場内は大変盛況でした。スタッフの皆様も「久しぶりで大変」とおっしゃっていたものの、とてもうれしそうな顔で実施されていました。

5月から豊里地域の他、東井高野、東淡路・柴島地域、6月から

新庄地域が再開する

予定ですので、これで17地域すべての地域で行われることになりました。この3年間、新型コロナウイルス感染症でなかなか会館に足を運べなかった方もぜひご利用ください。



■こまつふれあい食堂(5月28日)

地活協事業の中で、近年新しく事業計画に加えることが多くなっているのが「子どもの居場所事業」です。

小松地域は令和4年度から毎月第2・第4日曜日のお昼の時間に「こまつふれあい食堂」を実施しています。こまつふれあい食堂は一般的な子ども食堂などとは違い、親子連れも小学生も高齢者もみんな利用し交流できるようになっています。

区内の地活協事業で「子ども・青少年」の分野の事業は、スポーツ教室や家庭キャンプなどが多いため、子どもたちが地域集会所等に来るきっかけがなかなかないと思います。

しかし、こまつふれあい食堂を行うことで、子どもたちは自然と会場である、小松福祉会館に来ることができ、会館を知ることができました。

子どもたちが地域集会所等を利用した経験が将来の地域活動に役立つ日が来るだろうと感じました。



◆地域課からのお知らせ

■ただいま、地活協実務者学習会を開催しています。

第一回は、6月7日に「補助金要綱」の読み方について」をテーマに開催しました。

各地域から多くの参加があり、要綱に何が書かれているのか、気を付ける点はどこか、補助対象とならない支出とはどのようなものかなどについて学び合いました。また、会計事務の負担軽減を推進するため、日頃の会計事務において気を付けるべき点や決算審査時に区役所がチェックしている観点等の説明を行いました。

次回は、7月5日に「地活協認定要件・地活協の機能について」をテーマに開催する予定です。

年間を通して、地活協の皆様とともに地域課職員も地域活動に対する理解を深め「住んでよかった、住み続けたい東淀川区」の実現に向けて推進してまいります。ざっくばらんに皆様のお声をお聞きかせください。

参加ご希望の方は、チラシをご覧いただき、ご興味のあるテーマをお選びいただき、地域課までお申し込ください。多くの皆様の参加をお待ちしております。